

平成 29 年 8 月 31 日



各 位

会社名 ANAホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 片野坂 真哉  
(コード番号 9 2 0 2 東 証 第 1 部 )  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室  
グループ総務部長 坂爪 浩  
( T E L . 0 3 - 6 7 3 5 - 1 0 0 1 )

2022年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債及び  
2024年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債の  
発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 31 日開催の取締役会において決議いたしました 2022 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 2022 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債（以下 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	518.0 円
(参考)	
条件決定日（平成 29 年 8 月 31 日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	407.8 円
ロ. アップ率 $\{[(\text{転換価額})/(\text{株価(終値)}) - 1] \times 100\}$	27.02 %

(注) 当社は平成29年10月1日を効力発生日として10株につき1株の割合で当社普通株式を併合する予定であり、本新株予約権付社債の要項に従い、当該株式併合の効力発生日以降は、上記転換価額は5,180.0円に調整されます。

本適時開示は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本適時開示は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご参考) 2022年満期ユーロ円建取得条項(交付株数上限型)付転換社債型新株予約権付社債の概要

- |                        |   |
|------------------------|---|
| (1) 社債の総額              | 700億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額     |
| (2) 発行決議日              | 2017年8月31日                              |
| (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2017年9月19日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)      |
| (4) 新株予約権を行使することができる期間 | 2017年10月3日から2022年9月2日まで(行使受付場所現地時間)とする。 |

但し、①クリーンアップ条項又は税制変更による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び行使取得日が償還日の東京における2営業日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含まない。)までの間の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、②組織再編等、当社普通株式の上場廃止等又はスクイーズアウトによる本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、③当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合又は本新株予約権付社債の買入消却がなされる場合は、当該本新株予約権付社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2022年9月2日(行使受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日(同日を含まない。)から行使取得日(同日を含む。)までの間は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得の場合には、2022年6月16日(同日を含まない。)から取得期日(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、①預託日が2022年6月16日(同日を含む。)までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35日前の日以降の日を開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内の日に終了する当社が指定する期間中、又は②預託日が2022年6月17日(同日を含む。)以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。さらに、預託日が2022年6月16日(同日を含む。)までの日である場合には、①クリーンアップ条項若しくは税制変更による本社債の繰上償還に従って償還通知がなされたときは、償還日の35暦日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までの間(但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)又は②組織再編等、当社普通株式の上場廃止等又はスクイーズアウトによる本社債の繰上償還に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のルクセンブルグ及び東京における3営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。

本適時開示は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本適時開示は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

また、預託日が2022年6月17日(同日を含む。)以降の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たるときは、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償 還 期 限 2022年9月16日

(6) 潜在株式による希薄化  
情報 今回のファイナンスを実施することにより、発行済株式総数(自己株式を除く。以下同じ。)(注1)に対する潜在株式数の比率は7.77%(注2)になる見込みである(但し、本新株予約権に付与された自動行使型取得条項(交付株数上限型)及び一括型取得条項(交付株数上限型)の行使により、当該比率を3.89%(注3)に抑えることを想定している。)

(注1) 発行済株式総数及び自己株式数は2017年6月30日現在の数値に基づいている。また、ANAグループ従業員持株会信託が所有する当社普通株式及び平成28年3月期より設定した役員報酬信託が所有する当社普通株式は自己株式に含めている。

(注2) 当該比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び2024年満期ユーロ円建取得条項(交付株数上限型)付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行又は処分される株式数を2017年6月30日現在の発行済株式総数で除した数値である。

(注3) 当該比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び2024年満期ユーロ円建取得条項(交付株数上限型)付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権のすべてについて、自動行使型取得条項(交付株数上限型)又は一括型取得条項(交付株数上限型)に基づく取得により新たに発行又は処分される株式数が、当初転換価額に基づき算出される交付上限株数である場合に、当該株式数の合計を2017年6月30日現在の発行済株式総数で除した数値である。

※ 詳細は、平成29年8月31日付け「2022年満期ユーロ円建取得条項(交付株数上限型)付転換社債型新株予約権付社債及び2024年満期ユーロ円建取得条項(交付株数上限型)付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本適時開示は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本適時開示は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

II. 2024年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債（以下II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	510.0 円
(参考)	
条件決定日（平成29年8月31日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	407.8 円
ロ. アップ率 $\{[(\text{転換価額}) / (\text{株価（終値）}) - 1] \times 100\}$	25.06 %

(注) 当社は平成29年10月1日を効力発生日として10株につき1株の割合で当社普通株式を併合する予定であり、本新株予約権付社債の要項に従い、当該株式併合の効力発生日以降は、上記転換価額は5,100.0円に調整されます。

(ご参考) 2024年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債の概要

- |                        |   |
|------------------------|---|
| (1) 社債の総額              | 700億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額     |
| (2) 発行決議日              | 2017年8月31日                              |
| (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2017年9月19日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）      |
| (4) 新株予約権を行使することができる期間 | 2017年10月3日から2024年9月5日まで（行使受付場所現地時間）とする。 |

但し、①クリーンアップ条項又は税制変更による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び行使取得日が償還日の東京における2営業日前の日（同日を含む。）から償還日（同日を含まない。）までの間の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。）、②組織再編等、当社普通株式の上場廃止等又はスクイズアウトによる本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。）、③当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合又は本新株予約権付社債の買入消却がなされる場合は、当該本新株予約権付社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2024年9月5日（行使受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日（同日を含まない。）から行使取得日（同日を含む。）までの間は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することは

本適時開示は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本適時開示は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における本社債の募集又は販売は行われず、本社債の登録も行われません。

できない。さらに、当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得の場合には、2024年6月19日(同日を含まない。)から取得期日(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、①預託日が2024年6月19日(同日を含む。)までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35日前の日以降の日を開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内の日に終了する当社が指定する期間中、又は②預託日が2024年6月20日(同日を含む。)以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。さらに、預託日が2024年6月19日(同日を含む。)までの日である場合には、①クリーンアップ条項若しくは税制変更による本社債の繰上償還に従って償還通知がなされたときは、償還日の35暦日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までの間(但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)又は②組織再編等、当社普通株式の上場廃止等又はスクイズアウトによる本社債の繰上償還に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のルクセンブルグ及び東京における3営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。また、預託日が2024年6月20日(同日を含む。)以降の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たるときは、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償 還 期 限 2024年9月19日

(6) 潜在株式による希薄化  
情報 今回のファイナンスを実施することにより、発行済株式総数(自己株式を除く。以下同じ。)(注1)に対する潜在株式数の比率は7.77%(注2)になる見込みである(但し、本新株予約権に付与された自動行使型取得条項(交付株数上限型)及び一括型取得条項(交付株数上限型)の行使により、当該比率を3.89%(注3)に抑えることを想定している。)

(注1)発行済株式総数及び自己株式数は2017年6月30日現在の数値に基づいている。また、ANAグループ従業員持株会信託が所有する当社普通株式及び平成28年3月期より設定した役員報酬信託が所有する当社普通株式は自己株式に含めている。

(注2)当該比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び2022年満期ユーロ円建取得条項(交付株数上限型)付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行又は

本適時開示は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本適時開示は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

処分される株式数を 2017 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数で除した数値である。

(注 3) 当該比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び 2022 年満期ユーロ円建取得条項 (交付株数上限型) 付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権のすべてについて、自動行使型取得条項 (交付株数上限型) 又は一括型取得条項 (交付株数上限型) に基づく取得により新たに発行又は処分される株式数が、当初転換価額に基づき算出される交付上限株数である場合に、当該株式数の合計を 2017 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数で除した数値である。

※ 詳細は、平成 29 年 8 月 31 日付け「2022 年満期ユーロ円建取得条項 (交付株数上限型) 付転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期ユーロ円建取得条項 (交付株数上限型) 付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本適時開示は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本適時開示は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。